

(全ト協) 令和2年度安全装置等(呼気吹込み式アルコールインターロック、I T 機器活用携帯型アルコール検知器) 導入促進助成事業のご案内

(申請窓口) 一般社団法人静岡県トラック協会

事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、点呼時に義務付けられております運転者の酒気帯びの有無の確認による飲酒運転防止に資するアルコールインターロックならびにアルコール検知器を導入する際に、その費用の一部を助成します。

1. 助成要件

以下の条件をすべて満たしていること。

- ①静岡県トラック協会の会員で、かつ、直近四半期までの会費を完納していること。
- ②申請時において、加入後6か月以上経過していること。
- ③社会保険等への加入が適正になされていること。(保険料を納付していること。)

2. 受付期間

令和2年4月1日から令和3年2月15日まで

※ただし、予算に達した場合は、申請期間内であっても終了(打切り)します。

3. 対象装置

呼気吹込み式アルコールインターロックおよびI T 機器活用携帯型アルコール検知器

<対象装置詳細は別紙一覧のとおり>

[条件] (アルコールインターロック・アルコール検知器共通事項)

- ・国からの補助金が交付された場合は、助成対象外となります。
- ・令和2年4月1日から9月30日までに買取りまたはリースにより導入するもの(割賦購入は不可)

(アルコールインターロックのみ)

- ・県内認可営業所に配置される事業用トラックに装着するもの

(アルコール検知器のみ)

- ・県内安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)に導入するもの

4. 助成金額

1 装置あたり 取得価格(税抜)の1/2(上限2万円)

※1事業者あたりの上限は、県内認可営業所に配置する事業用トラック(エンジン付)の数とします。

5. 申請方法 ※各書類を静岡県トラック協会業務課あて提出してください。

①実績報告書(兼 助成金交付請求書)

②申請内訳書

③領収書の写し(リースの場合はリース契約書の写し)

※対象装置の名称・型式・装置の機器本体価格(税抜)の記載が必要です。

※手形による支払いの場合は、実績報告時点で支払いが完了(決済)している必要があります。

④自動車検査証の写し(アルコール検知器は車両に装着する装置ではありませんが、事業用トラック1台につき1装置を上限とするため必須です。)

⑤振込先通帳の写し ※金融機関(支店)名・預金種別・口座名義・口座番号を確認できるもの

⑥保険料納入告知額・領収済額通知書の写し ※厚生労働省年金局が発行した直近のもの

⑦装着証明書 ※アルコールインターロックに限る

⑧安全性優良事業所(Gマーク)認定証の写し ※アルコール検知器に限る

6. 機器の処分制限

交付対象となった機器の装着日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはなりません。